

環境課からのお知らせ

楽しみながら涼みませんか

クールシェアスポットOKAYAMA

◆開催目的：環境省は、家庭や地域で楽しみながら取り組むことができる「クールシェア」を呼び掛けるとともに、地域で気軽に集まって涼むことができる「クールシェアスポット」の登録を推進しています。

そこで、県内の公共施設のクールシェアスポットをこれまで以上に活用し、家庭における節電の促進と地球温暖化防止となるCO₂削減に向けた「クールシェアスポットOKAYAMAキャンペーン」を実施します。

◆実施期間：7月1日(金)～8月31日(水)

◆参加対象：県内在住者

◆取り組みの内容

①期間中に県内のキャンペーン対象のクールシェアスポット、またはイベント(ライトダウンイベント等)に来場した人にスタンプを

押印します。ただし、スタンプは1人につき1日1個までです。

※スタンプを押印する応募用紙は、中国電力岡山支社、岡山県、参加市町村のホームページからダウンロードして印刷するか、キャンペーン参加施設で入手してください。

②スタンプ5個を1口として応募できます。応募は1人12口までです。

③応募者の中から抽選で、次の賞品を進呈します。

・県特産品：15人
・節電グッズ：30人

◆応募締切：9月9日(金)消印有効

◆市内のスタンプ設置施設：高梁中央図書館、各地域の図書館・図書室、文化交流館、成羽美術館など16施設

問 環境課 ☎(21)0259

まちづくり課からのお知らせ

縦覧と公聴会を開催

高梁都市計画(県)

「高梁都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(岡山県決定)の変更原案の縦覧および公聴会を開催します。

◆縦覧期間：7月11日(月)～7月25日(月) (土・日曜日、祝日を除く)

◆縦覧場所：まちづくり課、県都市計画課

◆意見書の提出：公聴会で意見を述べようとする人は、意見書を縦覧期間中に縦覧場所に提出してください。

◆公述人の選定：意見書を提出した人が多数の場合は、公述人の人数または時間をあらかじめ制限することがあります。また、原案に関係のない意見は述べることができません。

◆公聴会の日時：8月23日(火) 午前10時30分～

◆公聴会の場所：市役所3階大会議室

◆公聴会の中止：縦覧期間中に意見書の提出がなかった場合は、公聴会は中止します。なお、中止の場合は県公報および県都市計画課ホームページ、市ホームページでお知らせします。

問 まちづくり課 ☎(21)0238 / 県都市計画課 ☎086(226)7492

選挙管理委員会からのお知らせ

個別郵送もしています

選挙公報

市では、選挙の際に発行する選挙公報を、新聞折り込みでお届けしています。

新聞を購読していない世帯には個別郵送をしますので、選挙管理委員会へ電話で申し込みください。

また、市役所、各地域局、各地域市民センターに備え置く予定です。

問 選挙管理委員会事務局 ☎(21)0255

社会教育課からのお知らせ

誰でも見学できます

備中神楽研修会

備中神楽の保存伝承団体の技術向上を図り、備中神楽の保存・伝承を推進するため、研修会を開催します。誰でも見学できますので、興味のある人はぜひお越しください。入場は無料です。

今年度の研修テーマは「神楽と神事舞」です。

◆日時：6月26日(日) 午前9時30分～午後0時30分

◆場所：日名交流館かぐら(成羽町下日名712・1)

◆研修演目：御座入(小田支部)／白蓋(川上支部)／莫薩舞(井原支部)／剣舞(総社支部)

◆実演研修：大

国主命・事代主命・大蛇退治(高梁支部)

問 社会教育課

☎(21)1516



助成事業の二次募集を行います

文化振興基金

市民文化の振興や、個性と創造に満ちたまちづくりを推進するため、文化振興基金の助成事業を募集します。

◆対象：市内の団体等

◆対象事業

①歴史的文化の調査・保護 ②文化の普及・研修 ③優秀芸術の誘致・収集 ④文化施設の整備 ⑤歴史的重要施設の整備 ⑥地域の活性化促進を図る取り組み など

⑦営利を目的とする事業 ⑧特定の政治団体や宗教団体 ⑨宣伝を目的とする事業 など

◆助成額：事業にかかる経費の2分の1を限度とします。

◆申し込み期限：7月15日(金)

その他の要件など、詳しい内容は問い合わせください。

問 社会教育課 ☎(21)1516

農林課からのお知らせ

森林の機能を守るために

里山(天然林)整備

森林は、保水機能や水質の浄化、土砂の流出防備など多くの公益的機能を持っています。この機能の維持、回復を図るため、里山(天然林)の整備を進めています。

公募による里山(天然林)整備

この事業は、県の「おかやま森づくり県民税」を財源として実施するもので、森林所有者などから里山(天然林)整備の要望を募集して整備地域を選定し、所有者等の一部負担(整備に要する経費に100分の5を乗じた額)により整備を行います。

◆公募の基本要件：森林所有者等が2戸以上の共同で、天然林および竹林0.5ha以上の整備(除伐、下刈)を希望するもの

問 農林課 ☎(21)0225

参議院議員選挙投票日時

7月10日(日)
午前7時～午後6時

農業委員会からのお知らせ

農地転用に係る

事務・権限が変更

農地法の一部が改正され、農地転用に係る事務・権限が変更になりました。

これまで農地転用(田や畑を住宅用地、駐車場にするなど、農地を耕作目的以外の用途に変更すること)は、その面積により、国、または県に許可権限がありました。が、6月1日から、全ての農地転用について、高梁市農業委員会が許可することができるようになりました。

これにより、農地転用に係る事務手続きが迅速化されます。

問 農業委員会事務局 ☎(21)0226